

令和元年6月14日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 19 号	佐土原3丁目 第17号線	東区佐土原3丁目3527番4	地先	
		東区佐土原3丁目3527番6	地先	
議第 20 号	秋津2丁目 第16号線	東区秋津2丁目1954番8	地先	
		東区秋津2丁目1954番5	地先	
議第 21 号	近見6丁目 第5号線	南区近見6丁目1084番1	地先	
		南区近見6丁目1084番9	地先	
議第 22 号	小島5丁目 第5号線	西区小島5丁目386番5	地先	
		西区小島5丁目386番7	地先	
議第 23 号	長嶺東1丁目 第5号線	東区長嶺東1丁目2758番4	地先	
		東区長嶺東1丁目2760番21	地先	
議第 24 号	長嶺東1丁目 第6号線	東区長嶺東1丁目2760番24	地先	
		東区長嶺東1丁目2760番20	地先	
議第 25 号	戸島1丁目 第4号線	東区戸島1丁目2332番3	地先	
		東区戸島1丁目2332番7	地先	
議第 26 号	梶尾町 第108号線	北区梶尾町1416番8	地先	
		北区梶尾町1591番4	地先	
議第 27 号	梶尾町 第109号線	北区梶尾町1591番3	地先	
		北区梶尾町1591番14	地先	
議第 28 号	下宮地 第22号線	南区城南町下宮地256番1	地先	
		南区城南町下宮地256番7	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 29 号	渡鹿 4 丁目	中央区渡鹿 4 丁目 6 1 8 番 4	地先	
	第 6 号線	中央区渡鹿 4 丁目 6 1 7 番 7	地先	
議第 30 号	長嶺東 5 丁目	東区長嶺東 5 丁目 8 0 2 番 2	地先	
	第 1 1 号線	東区長嶺東 5 丁目 8 0 1 番 1	地先	
議第 31 号	渡鹿 8 丁目	東区渡鹿 8 丁目 1 9 8 番 1 8	地先	
	第 7 号線	東区渡鹿 8 丁目 2 4 3 番 1	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 39 条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 一部払下げ